

平成20年度決算における健全化判断比率

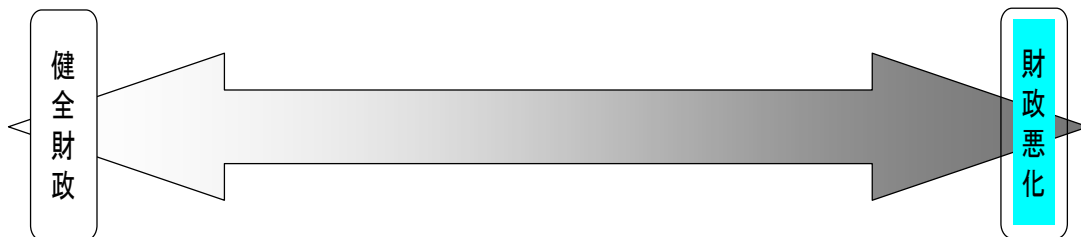
1 4つの健全化判断比率と2つの基準

地方公共団体は、毎年度、4つの健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、公表しなければなりません。

この4つの比率と2つの基準（『早期健全化基準』『財政再生基準』）に基づき、すべての自治体を「健全段階」「財政の早期健全化段階」「財政の再生段階」の3つに区分することになります。健全化判断比率のうち、ひとつでも『早期健全化基準』以上である場合には、財政の健全化のための計画を定めることとなります。また、「将来負担比率」を除く3つの判断比率のうち、ひとつでも『財政再生基準』以上である場合には、財政の再生のための計画を定めることとなります。

健全度段階のイメージ

| | | 健全段階 | 財政の早期健全化段階 | 財政の再生段階 |
|------------|-------|----------------------|---|--|
| | | 指標整備と情報開示の徹底 | 自主的な改善努力による財政健全化 | 国等の関与による確実な再生 |
| | | ・監査委員の審査に付し、議会に報告、公表 | ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・実施状況の公表など | ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け ・地方債の発行の制限 ・予算の変更等の勧告など |
| 4つの健全化判断比率 | 2つの基準 | 早期健全化基準 | | 財政再生基準 |
| 実質赤字比率 | ○ | 4つの比率がすべて基準未満 | × | 3つの比率のうち、ひとつでも基準以上(x)があれば該当 |
| 連結実質赤字比率 | ○ | | × | |
| 実質公債費比率 | ○ | | × | |
| 将来負担比率 | ○ | | × | |



2 各比率の意義

【実質赤字比率】

一般会計等における実質的な赤字が標準的な収入に対してどの程度かを表す指標であり、資金不足の大きさを示すものです。赤字がない場合は「－」表示となります。

$$\text{実質赤字比率} \quad (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【連結実質赤字比率】

実質的な赤字の範囲を特別会計を含む全ての会計に広げた指標であり、全会計を連結した資金不足の大きさを示すものです。赤字がない場合は「－」表示となります。

$$\text{連結実質赤字比率} \quad (\%) = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

【実質公債費比率】

地方債の元利償還金をはじめとする借入金などの返済額が標準的な収入に対してどの程度かを表す指標であり、この数値が大きいほど借入金などの返済負担が大きいことを示します。

$$\text{実質公債費比率} \quad (\%) \quad (\text{3か年平均}) = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

【将来負担比率】

地方債の残高や設立法人にかかる債務保証額、職員の退職手当などに要する負担の見込み額と標準的な収入や基金残高を比べ、将来見込まれる実質的な財政負担の大きさを表す指標です。この数値が大きいほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなることを示します。将来に見込まれる負担額より、これに充当できる財源が多い場合は、「－」表示となります。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

3 本区の健全化判断比率

(単位：%)

| 区分 | | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 | |
|---------|-------|--------|----------|---------|--------|-----|
| 算定比率 | H19年度 | 豊島区 | － | － | 10.0 | 8.9 |
| | | 23区平均 | － | － | 5.1 | － |
| | H20年度 | 豊島区 | － | － | 8.4 | － |
| 早期健全化基準 | | 11.25 | 16.25 | 25.0 | 350.0 | |
| 財政再生基準 | | 20.00 | 40.00 | 35.0 | | |

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「－」表示となります。また、20年度の将来負担比率については、将来負担額よりもそれらに充当できる財源が上回っているため比率が算定されず、「－」表示となります。

4 算定結果について

平成20年度決算に基づき算定した本区の各比率は、いずれも『早期健全化基準』を下回り、『健全段階』の位置付けとなっています。

また、昨年度の比率と比較しますと、構造改革に取り組み、堅実で安定的な財政運営の確立に努めてきた結果、厳しい経済状況にあっても区の財政は着実に改善していることがわかります。しかし、今なお重い負債の償還や雇用情勢の悪化に伴う扶助費の急激な増加、老朽化した公共施設の改築など多くの課題を抱えているのが現状です。

したがって、今後も財政健全化の手綱を緩めることなく、引き続き将来を見通した計画的で健全な財政の運営に努めていく必要があります。